

論説・企画趣旨

新たな公共調達における発注者の役割

* 濱田俊一



公共工事を取り巻く環境は、近年、大きく変化してきている。価格と品質の両面で優れた工事であるとともに、環境面や省資源への配慮、さらに建設される構造物の維持管理費削減といった国民の多様なニーズを満たした工事が求められている。さらに、我が国の財政状況の悪化に伴い、公共事業予算が厳しく抑制されていく中、一方でここ数年の記録的な災害が多発する現状にあって、限られた予算をより有効に公共施設整備に当てていく必要がある。そのためには、優れた受注者が技術力を駆使し、適正な価格で効率的に施設を整備する仕組みを構築していく必要があり、また、そのような転換期にさしかかっている。

つまり、これまでの価格競争一辺倒の入札契約システムから技術力も合わせて評価するシステムへの変換が必要であり、「積算」「入札契約」そして「監督・検査」の一連のシステムの再整備が必要である。これにより受注者と発注者がそれぞれの責務を十分に果たすことができるようになる。

これまでのように発注者が技術・品質・価格等を細かく規定し、受注者がその規定通りに施工してきた現状から、発注者は技術の評価、監督・検

査を重視し、受注者は技術、品質、価格等のノウハウを活用することに重点を置く必要がある。また、政治や行政に対する不信が高まっている中で、より一層公正で透明性の高い入札・契約が求められている。

このような背景から、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という）は、平成17年3月31日に公布され、4月1日より施行された。品確法においては、その第8条第1項において「政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下、「基本方針」という）を定めなければならない。」とされ、8月26日の閣議において、この基本方針が閣議決定された。

図-2 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

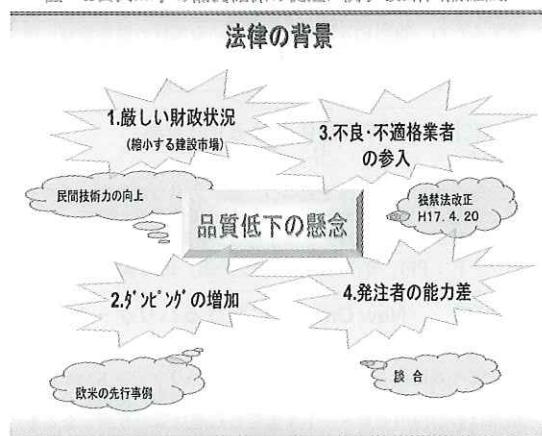


図-2 品確法の背景

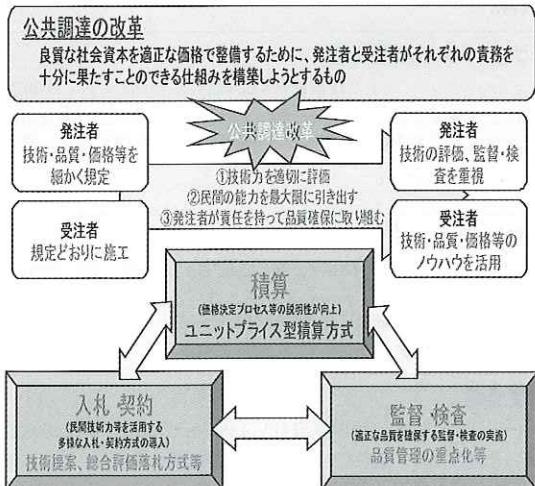


図-1 公共調達の改革

本法律のポイントは以下の3つである。

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
2. 「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

また、「品確法」の基本理念（法第3条）は、次の7つの柱から成り立っている。

- ①国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれ

*国土交通省国土技術政策総合研究所建設マネジメント研究官

の役割を果たす

- ②経済性を配慮しつつ、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされる
- ③より適切な技術または工夫
- ④受注者としての適格性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化
- ⑤民間事業者の能力の活用
- ⑥発注者と受注者の対等な立場での合意による公正な契約の締結と、その誠実な履行等
- ⑦公共工事に関する調査及び設計の品質の確保

本法律の目的は、言うまでもなく事業を行う受注者の技術力を客観的に評価し、技術力の優れた事業者が受注することにより、極端な安値受注を排除し、工事の品質を確保するものである。この目的を達成するためには、発注者にも多大な努力が要求される。すなわち、発注者には、受注者の技術提案の審査や工事監督および技術検査、および工事評定の適正化が厳密に求められている。

具体的には、「品確法」の施行に伴い、公共工事の品質確保のための主要な施策として、総合評価落札方式が位置づけられたことから、入札時に価格だけではなく、受注者が有する技術力や当該工事に導入される新技術、ライフサイクルコストの検討など高度な技術提案に対する評価・審査等を発注者が実施することになる。また、ユニットプライス型積算方式の本格導入に伴い、設計段階においても今後「性能規定」の割合が増加することから、発注者の技術的判断が多く求められることになる。さらに、出来高部分払い方式の本格導入により、技術検査がより重要になるなど、発注者、特に技術公務員はこれまで以上に技術的判断を求められ、その技量が問われることになる。発注機関の技術力が不足している場合には、発注者をサポートする外部機関を活用することが求められていることから、発注者自身のさらなる研鑽が必要であり、若手技術者の育成、技術公務員の客観的な資質の評価として技術士等の公的な資格の取得などが今後の課題となる。

以上のように、「品確法」の施行により、発注者の役割や責務が変化し、社会や国民から厳しく監視されるとともに、その期待も大きくなると思われる。

平成17年11月に発覚したマンションなどの構造設計書偽造が大きな社会問題となっている。検査機関が機能をきちんと發揮していれば、このような不正は防げたと思われる。公共工事においても、発注者が技術力を高め、その責務を果たすこ

図-3 総合評価方式の拡大と充実

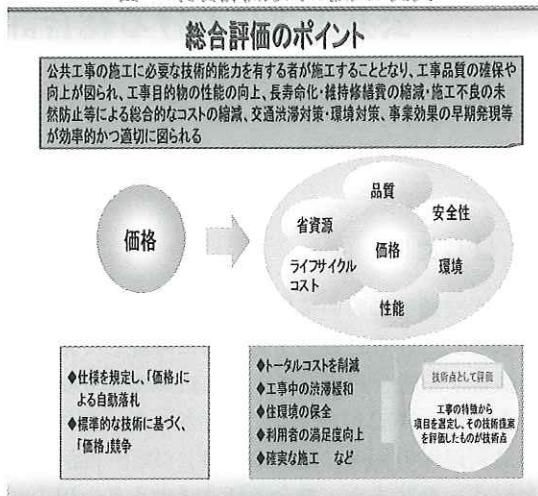


図-3 総合評価方式のポイント

とが重要である。社会から期待される技術公務員はいつの時代でも変わるものでなく、役割、責務は、今後より一層増大するものと思われる。公務員削減の流れの中で、一部では「技術公務員不要論」や公共事業民営化の議論がなされているが、社会基盤の効率的な整備や適切な維持管理を担う技術公務員の役割や責務を冷静に考えると、「技術公務員不要論」などには再考が必要だと思う。

参考文献

- 1) 宮武晃司 ユニットプライス型積算方式の試行について 建設マネジメント技術 2005年1月号
- 2) 中村一平 技術公務員の役割と責務 建設物価 2005年11月号